

質問回答

2017年1月10日

ベトナム国 PPP 制度設計に向けた基礎情報・収集調査

(公示日:2016年12月21日/公示番号:160996)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書、P.3、 第5 プロポーザルに記載されるべき事項、1 コンサルタントの経験、能力等	類似業務は「日本のインフラ案件、官民連携インフラ整備に関する調査業務」とありますが、日本の経験に限らず、海外の PPP F/S や円借款事業の経験も類似業務となると考えてよろしいでしょうか。	本調査は日本の公的インフラセクターの整備において中央政府の負担率(補助率)がどのように決定されたか検討の経緯・設定基準を調査し、類似の手法を官民連携インフラ案件の VGF 算出に活用することを想定しています。その点で日本のインフラ案件及び官民連携インフラ整備に関する調査の経験を重視します。PPP F/S は「官民連携インフラ整備に関する調査業務」に該当しますが、上記の観点(公的負担率に関する検討)が含まれていないものについては重視はしません。円借款事業の経験は基本的に類似業務にはなりません。
2	業務指示書、第2「業務の目的・内容に関する事項」P.4、 (4) ベトナムの PPP 案件における適正補助率の分析、3) 資料作成・セミナー実施	セミナーは各セクター1回ずつ開催し、参加者はハノイ、ホーチミン、ダナン等の地方人民委員会の方々を含むとあります。セミナー開催場所をハノイとした場合、遠方から来られる方々への国内旅費・日当等を見積る必要はありますでしょうか。	地方人民委員会からの参加者の旅費を、遠方の各都市(ホーチミンとダナンの2都市を想定)の各セクター(上水、下水、廃棄物処理(廃棄物発電含む)、道路(橋梁含む)、病院、の計5セクター)から2名ずつ見積もり下さい。
3	記載なし	調査期間のオフィス場所として、カウンターパート機関の事務所の提供はありますでしょうか。	カウンターパート機関による事務所の提供はありません。

4	<p>業務指示書、第 3「業務実施上の条件」P.8 (3)その他 ベトナムの法制度・財政制度に関する調査アシスタント(特殊傭人)およびハノイ近郊の道路案件のコンセッション契約についての事例分析(再委託)について</p>	<p>ハノイ近郊の道路案件のコンセッション契約についての事例分析の再委託契約に、ベトナムの法制度・財政制度に関する調査アシスタント(特殊傭人)を含めたく考えておりますが、可能でしょうか。 その場合、上限額は 1 千万円に 2.00MM 分を追加することが認められると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ベトナムの法制度・財政制度に関する調査アシスタント(特殊傭人)はベトナム法の法律家を想定しています。業務指示書、第 3「業務実施上の条件」P.5 2)適切な VGF メカニズムの検討に用いるものです。 ハノイ近郊の道路案件のコンセッション契約についての事例分析における調査アシスタントは上限額の 1 千万円内に含めるようお願いいたします。</p>
---	---	---	--

以上